

毒・劇物取締法：劇物（第2条）
危险物船舶運送及び貯蔵規則：毒物（第3条告示別表第4）

航空法：毒物（施行規則第194条告示別表第9）

②労働環境大気許容濃度	最高限界値	下限値
③環境水質基準	最高限界値	下限値
④飲料水水質基準	最高限界値	下限値
⑤発がん性評価	最高限界値	下限値 (活性化率)
	最高限界値	下限値

参考文献

1) 化学工業日報社 (1992) 11892の化学商品

「毒物取締法」は、危険物として扱われる毒物を定め、その輸送や貯蔵、使用等に係る規制を定めた法律である。この法律では、毒物の種類別に、危険度を考慮して、最高限界値と下限値が定められている。また、危険度に基づいて、危険物の輸送や貯蔵には、特別な設備や手順が必要となる場合がある。この法律は、主に産業用や研究用の毒物に対する規制であるが、個人用の毒物に対する規制も含まれている。

「危险物船舶運送及び貯蔵規則」は、危険物として扱われる毒物を定め、その輸送や貯蔵、使用等に係る規制を定めた規則である。この規則では、危険度を考慮して、最高限界値と下限値が定められている。

「航空法」は、危険物として扱われる毒物を定め、その輸送や貯蔵、使用等に係る規制を定めた規則である。この規則では、危険度を考慮して、最高限界値と下限値が定められている。

参考文献

「参考文献」